旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年８月12日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ＴＥＬＡ企画（ＴＥＬＡＶｏｙａｇｅ）　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－896号　④株式会社ＴＥＬＡ企画　神奈川県秦野市南矢名1935番地11　代表取締役　寺門朋子　⑤本社営業所　神奈川県秦野市南矢名1935番地11　⑥平成19年３月26日　⑧令和８年６月30日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県秦野市南矢名1935番地11　株式会社ＴＥＬＡ企画　代表取締役　寺門朋子

Ｂ　①和み家　ちょこりん　②地域限定旅行業　③山梨県知事登録旅行業第地域－330号　④和み家ちょこりん　山梨県北杜市長坂町長坂上条2424番地６　飯田久美子　⑤本家　山梨県北杜市長坂町長坂上条2424番地６　⑥令和３年12月３日　⑧令和８年７月３日　⑩15万円　⑪山梨県知事　⑫山梨県北杜市長坂町長坂上条2424番地６　飯田久美子

Ｂ　①株式会社渡航エキスプレス　②第三種旅行業務　③京都府知事登録旅行業第３－438　④株式会社渡航エキスプレス　京都府京都市上京区椹木町通衣棚西入今薬屋町332（旧所在地　京都府京都市上京区椹木町通西洞院東入裏辻町417番地）　代表取締役　杉岡啓三　⑤本社営業所　京都府京都市上京区椹木町通衣棚西入今薬屋町332（旧所在地　京都府京都市上京区椹木町通西洞院東入裏辻町417番地）　⑥平成９年７月２日　⑧平成27年８月18日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市北区小山西花池町１－１　サンシャインビル２・３階　日本年金機構上京年金事務所長　和田大

Ｂ　①鯉城トラベル　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－423号　④鯉城タクシー株式会社　広島市西区南観音町16番２号　代表取締役　池田浩直　⑤本社営業所　広島市西区南観音町16番２号　⑥平成28年６月29日　⑧令和８年６月29日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市西区南観音町16番２号　鯉城タクシー株式会社　代表取締役　池田浩直

Ｂ　①株式会社旅行博士日本　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－875号　④株式会社旅行博士日本　福岡市博多区博多駅前四丁目18番24号　代表取締役　黄教允　⑤本社営業所　福岡市博多区博多駅前四丁目18番24号　⑥平成29年10月６日　⑧令和４年10月６日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫熊本県熊本市北区植木町田底６番地　株式会社旅行博士日本　代表取締役　黄載皓

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年８月12日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社トラベルオフィス　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－457号　④有限会社トラベルオフィス　塩尻市大門八番町３番３号　代表取締役　大野田正治　⑤本社営業所　塩尻市大門八番町３番３号　⑥平成15年８月22日　⑦令和７年12月31日　⑧60万円　⑨1,675,860円

Ａ　①株式会社Ｍ．Ｔ．Ｏ　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－316号　④株式会社Ｍ．Ｔ．Ｏ　宮城郡七ケ浜町汐見台南一丁目19－１　代表清算人　上部三郎　⑤本社営業所　宮城郡七ケ浜町汐見台南一丁目19－１　⑥平成18年７月21日　⑦令和８年７月７日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社向立　②第２種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第２－690号　④株式会社向立　宇都宮市東峰二丁目11番13号　代表取締役　大木八千雄　⑤本社営業所　宇都宮市東峰町3023－20　⑥平成25年９月30日　⑦令和６年12月12日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①五島三国観光株式会社　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－199号　④五島三国観光株式会社　東京都足立区千住五丁目７番９号　代表取締役　庄司清　⑤本社営業所　五島市栄町６－１　⑥令和元年８月13日　⑦令和８年６月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社みずほトラベルサービス　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－692号　④有限会社みずほトラベルサービス　富士見市西みずほ台１－21－20－202　清算人　平井裕子　⑤本社営業所　富士見市西みずほ台１－21－20－202　⑥平成７年７月６日　⑦令和８年５月26日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ヴァリー国際エージェンシー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5192号　④株式会社ヴァリー国際エージェンシー　東京都墨田区両国二丁目12番２号　代表清算人　谷正敏　⑤本社営業所　東京都墨田区両国二丁目12番２号山家ビル２階　⑥平成14年８月９日　⑦令和８年６月30日　⑧60万円　⑨300万円